証券コード：3925
2025年６月12日
（電子提供措置の開始日）2025年６月５日

株　主　各　位

東京都港区南青山二丁目２番３号
株式会社ダブルスタンダード
代表取締役社長　清水　康裕

第13回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。
　さて、当社第13回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
　本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記の各ウェブサイトに「第13回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。
　なお、当日ご出席されない場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、**2025年６月26日（木曜日）午後６時まで**にインターネット又は書面により議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

日　　時	**2025年６月27日（金曜日）　午後１時**
場　　所	東京都港区元赤坂二丁目２番23号　**明治記念館　２階「孔雀の間」**
目的事項	**報告事項**　１．第13期（2024年４月１日から2025年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 ２．第13期（2024年４月１日から2025年３月31日まで）計算書類の内容報告の件
	決議事項　**第１号議案**　剰余金の配当の件 **第２号議案**　定款一部変更の件 **第３号議案**　監査等委員でない取締役５名選任の件 **第４号議案**　監査等委員である取締役３名選任の件
議決権行使のご案内	３ページに記載の「議決権行使のご案内」をご参照ください。

電子提供措置事項について	**当社ウェブサイト** https://double-std.com/ir_news/ 当社ウェブサイトにアクセスして、「ＩＲ情報」を選択の上、ご確認ください。
	上場会社情報サービス（東京証券取引所） https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show 銘柄名(ダブルスタンダード)または証券コードを入力・検索し、基本情報、縦覧書類/ＰＲ情報を選択ください。
	株主総会ポータル®（三井住友信託銀行） https://www.soukai-portal.net 同封の議決権行使書用紙にあるＱＲコード®を読み取るか、ＩＤ・初期パスワードをご入力ください。

※各ウェブサイトは定期メンテナンス等により一時的にアクセスできない状態となることがございます。また、閲覧できない場合は他のウェブサイトからご確認いただくか、時間をおいて再度アクセスしてください

※ＱＲコードは株式会社デンソーウェーブの、株主総会ポータルは三井住友信託銀行株式会社の登録商標です

以　上

招集にあたってのお知らせ

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記に掲載している各ウェブサイトにその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。

◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方１名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

◎書面の郵送により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取扱いいたします。

◎当日総会にご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、議決権を行使できる株主様のみご入場いただけます。株主様ではない代理人及び同伴の方はご入場いただけませんので、予めご了承ください。また、議事資料として本冊子はご持参ください。

◎本招集ご通知に記載しております株主総会の開催日時や開催場所等の変更を決定した場合には、上記に掲載している当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

株主総会ポータルサイトや議決権行使ウェブサイトの操作方法等がご不明な場合は、お問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号： **0120-652-031**　（受付時間　９：00～21：00）

議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主様の大切な権利です。後記の「株主総会参考書類」をご確認の上、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。
議決権の行使方法は、以下の三つの方法がございます。

株主総会ご出席	インターネット	郵　送
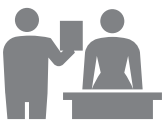		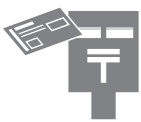
株主総会開催日時	行使期限	行使期限
2025年６月27日（金） 午後１時	**2025年６月26日（木） 午後６時 まで**	**2025年６月26日（木） 午後６時 到着分まで**
当日ご出席の際には、お手数ながら、本招集ご通知をご持参いただくとともに、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。	議決権行使書用紙に記載されたＱＲコード®を読み取るか、下記の株主総会ポータル®にアクセスして、画面の案内に従って賛否をご入力ください。 https://www.soukai-portal.net/	同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご返送ください。議決権行使結果の集計の都合上、お早めにご返送くださるようにお願いいたします。

インターネット等による議決権行使についての注意事項

(1)スマートフォン等による議決権行使方法（ＩＤ・パスワードの入力不要）

①議決権行使書用紙に記載のＱＲコードを読み取ります。
②株主総会ポータルサイト上部「議決権行使へ」ボタンから行使画面を開きます。
③以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(2)ＰＣ等による議決権行使方法

①株主総会ポータルサイト（https://www.soukai-portal.net）にアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「株主総会ポータルログインＩＤ」及び「パスワード」をご入力ください。
②株主総会ポータルサイト上部「議決権行使へ」ボタンから行使画面を開きます。
③以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(3)議決権行使の取扱いについて

①複数回議決権を行使された場合、当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
②なお、インターネットによる議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

パスワード及び議決権行使コード・株主総会ポータルログインＩＤの取扱いについて

①パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。届出印鑑や暗証番号と同様に大切にお取扱いください。
②パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。
③議決権行使書用紙に記載されている「議決権行使コード／株主総会ポータルログインＩＤ」は、本総会に限り有効です。

事 業 報 告

（2024年４月１日から
2025年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

（１）事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、社会活動・経済活動の正常化を背景に、雇用・所得環境の改善など緩やかな回復傾向が見られました。

一方で、世界経済の減速懸念や地政学リスクの高まり、金融市場の不安定さに加え、根強い物価高も重なり、今後の景気動向は依然として予断を許さない状況が続いております。

情報サービス業界においては、ビッグデータの活用、情報セキュリティの強化、ITインフラの整備といった「成長」や「変革」に向けた戦略的投資や、業務の自動化・省力化によるDX投資が引き続き堅調に推移いたしました。

このような経営環境の中、当社グループでは顧客の業務効率化を支援する各種サービスの提供に注力し、既存顧客に加え新規顧客の獲得にも力を入れた結果、顧客基盤の拡大につながりました。また、次期以降の注力商材となる新たなサービス開発にも取り組み、受注に向けた営業活動を精力的に展開しております。さらに、過年度から取り組んできた事業構造の見直しによって利益率が改善し、前年同期比で増収増益を達成いたしました。

この結果、当連結会計年度は売上高8,000百万円（前年同期比11.9％増）、営業利益2,606百万円（同12.9％増）、経常利益2,608百万円（同13.6％増）、親会社株主に帰属する当期純利益1,782百万円（同7.7％増）となりました。

（2）対処すべき課題

当社グループはビッグデータを活用した顧客企業の事業及び業務改善支援並びにビッグデータ処理で培った「技術・知見」と企画アイディアとを融合させた新事業企画立案サービスの提供事業を展開しております。

以下の点を対処すべき重要な課題と認識し、競争力と収益力の向上に取り組み、長期にわたる持続的発展を目指します。

①人材の確保と育成及び組織体制の強化

技術革新が続くインターネット業界において、先端領域で活躍できる人材を当社グループ内で継続的に確保していくことは、当社グループの事業成長における重要課題であります。

また、事業の多角化や拡大に伴い、高い専門性を有する人材及び管理職の獲得が必要であるとともに、中期的には、新卒採用を含む当社グループ内における教育研修の一層の充実を図り、安定的かつ優秀な人材確保に努めていく方針であります。

②顧客満足度の向上

当社グループの事業領域においては、参入障壁の低さゆえ、様々な事業者が参入してくることが想定されます。当社グループは、業界においてこれら競合に巻き込まれにくいポジションを確立するため、顧客企業等から信頼性向上及び業界内におけるプレゼンス強化を図っていくことが重要であるものと考えております。

このため、顧客企業等に対する最適な提案及び受注プロジェクトの着実な遂行等を行い、また、顧客に対する継続的な情報提供や主要プロジェクトにおける経営陣によるフォローアップの実施等をしていくことにより、顧客満足度の向上を図っていく方針であります。

③事業領域の拡大

インターネット関連市場の拡大に伴い、顧客が求めるサービスのニーズは多様化しております。当社グループはこれら顧客に対応したサービス拡充を行っていくことが、当社グループの事業展開における一層の付加価値向上につながるものと考えており、当社の既存事業と事業シナジーを有する周辺業務については積極的に事業領域の拡大を検討していく方針であります。

当該事業領域の拡大については、自社においてスキルを有する人材の採用又は他の専門性を有する事業者との提携により行っていくことを基本としておりますが、必要に応じて企業の買収等も検討していく方針であります。

④システムの強化について

当社グループの事業において、サービスの提供にかかるシステムの重要性は極めて高いものであり、当該システムを安定的に稼動させることが事業展開上重要であります。業務の特性上、膨大なトラフィック処理をするため、継続したサーバー機器の増設及びその負担分散等にかかる投資が必要となります。当社は、今後においてもシステム強化を継続していく方針であります。

⑤内部管理体制の強化

当社グループが企業価値を向上させ、社会的信頼を持続させていくためには、内部管理体制の充実が不可欠であると考えております。そのため、財務報告にかかる内部統制システムの整備をはじめとして、必要な組織体制や仕組みを構築し、経営の公正性、透明性を確保するための体制強化に取り組んでまいります。

⑥営業力の強化

当社グループでは、既存の取引先とビジネスパートナーとしての信頼関係を保ちつつ新サービスの開発・投入を積極的に行い、市場シェアを拡大する必要があると考えます。そのため、新規取引先の開拓に当たっては、これまで蓄積してきたノウハウを効果的に生かし、顧客のニーズに対する提案営業を強化しております。このような営業スタイルを徹底することで、顧客への提案力強化（顧客ニーズへの対応力、課題解決力の強化）、受注獲得率の向上を目指してまいります。

⑦CSRの推進

当社グループでは、当社グループが社会の一員として存続していくためには、様々なステークホルダーに対して社会的な責任を果たしていくことが必要だと考えております。社会や地域とのつながりを重視し、社会環境の整備に資する活動に取り組む等、企業価値の向上につなげる活動を積極的に推進してまいります。

（３）財産及び損益の状況の推移

区分		第10期 自　2021年４月 至　2022年３月	第11期 自　2022年４月 至　2023年３月	第12期 自　2023年４月 至　2024年３月	第13期 自　2024年４月 至　2025年３月
売上高	（千円）	7,077,843	6,911,071	7,147,568	8,000,645
経常利益	（千円）	1,751,174	2,111,734	2,296,681	2,608,474
親会社株主に帰属する当期純利益	（千円）	1,082,821	1,625,908	1,654,553	1,782,293
１株当たり当期純利益	（円）	79.74	119.74	122.03	131.87
総資産	（千円）	4,455,921	5,613,746	6,584,230	7,526,060
純資産	（千円）	3,533,398	4,664,787	5,568,693	6,382,788
１株当たり純資産額	（円）	260.21	336.71	403.58	472.24

（注）当社は、2021年10月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行いましたが、第10期の期首時点に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額を算定しております。

（４）重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社LITTLE DISCOVERY	５百万円	100%	ＷＥＢマーケティング事業
株式会社アスタース	３百万円	100%	システム開発事業

③事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

（５）主要な事業内容（2025年３月31日現在）

ＷＥＢマーケティング事業

顧客企業のＷＥＢ戦略を支援・強化するソフトウェア開発及び業務効率化を実現させるサービスの提供であり、これに係るコンサルティング業務等も含んでおります。

（６）主要な事業所（2025年３月31日現在）

本社　東京都港区南青山二丁目２番３号

（７）従業員の状況（2025年３月31日現在）

従業員数	前連結会計年度末増減	平均年齢	平均勤続年数
80名	９名増	35.8歳	4.5年

（注）従業員数は就業人員であり、他社への出向者及び臨時雇用者数は含んでおりません。

（８）設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は347,300千円であり、その主なものは、子会社の新事務所建築に伴う建物の取得282,886千円及び自社システム関連のサーバー増強等による工具、器具及び備品の取得59,857千円によるものであります。

（９）資金調達の状況

該当事項はありません。

２．会社の株式に関する事項（2025年３月31日現在）

（１）発行可能株式総数　20,000,000株

（２）発行済株式の総数　13,515,846株　（自己株式64,154株を除く）

（３）株主数　7,844名

（４）大株主

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
中島 正三	4,007,000	29.64
SBIファイナンシャルサービシーズ株式会社	2,662,500	19.69
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	883,600	6.53
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	517,000	3.82
清水 康裕	500,000	3.69
本田 浩之	300,000	2.21
赤浦 徹	240,000	1.77
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	150,000	1.10
岩田 知士	97,200	0.71
MSIP CLIENT SECURITIES	73,100	0.54

（注）持株比率は、自己株式（64,154株）を控除して計算しております。

【ご参考】株式の分布状況

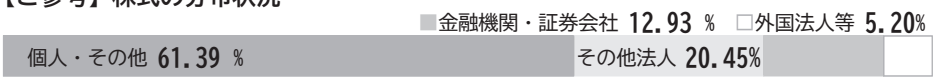

（注）比率は発行済株式総数より自己株式数（64,154株）を控除して計算しています。

３．新株予約権等に関する事項

（１）当事業年度末日における新株予約権の状況

該当事項はありません。

（２）当事業年度末日における当社役員の保有状況

該当事項はありません。

（３）当事業年度中に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

４．会社役員に関する事項

（１）取締役の氏名等（2025年３月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況等
代表取締役	清水　康裕	株式会社LITTLE DISCOVERY 代表取締役 株式会社アスタース 代表取締役
取締役	中島　正三	株式会社LITTLE DISCOVERY 取締役
取締役	飯島　学	
取締役	德永　博久	内幸町国際総合法律事務所 パートナー弁護士 公益財団法人日本防犯安全振興財団 監事 エブレン株式会社 監査役
取締役	赤浦　徹	株式会社エスプール 社外取締役 株式会社jig.jp 社外取締役 Sansan株式会社 社外取締役 株式会社ワークハピネス 社外取締役 株式会社スピカ 社外取締役 株式会社retro 社外取締役 ClipLine株式会社 社外取締役 Crevo株式会社 社外取締役 株式会社ゆめみ 社外取締役 株式会社ispace 社外取締役 ベルフェイス株式会社 社外取締役 株式会社Hosty 監査役 一般社団法人日本ベンチャーキャピタル協会 特別顧問 株式会社岩谷技研 社外取締役 Space BD株式会社 社外取締役 コミスマ株式会社 社外取締役 ペイトナー株式会社 社外取締役
取締役 （常勤監査等委員）	大島　康則	
取締役 （監査等委員）	松井　敬一	K&HIRO株式会社 代表取締役
取締役 （監査等委員）	塚田　和哉	ヴァイスコンサルティング株式会社 代表取締役 税理士法人HSG 代表社員 株式会社LITTLE DISCOVERY 監査役

（注）１．德永博久氏、赤浦徹氏、大島康則氏、松井敬一氏及び塚田和哉氏は、社外取締役であります。

２．取締役の德永博久氏、赤浦徹氏、大島康則氏、松井敬一氏及び塚田和哉氏を株式会社東京証券取引所から確保が義務付けられている独立役員として同取引所に届け出ております。

３．取締役の德永博久氏は、弁護士として企業法務に関する豊富な専門知識・経験を有し、当社意思決定の健全性と透明性に寄与していただいております。

４．取締役（監査等委員）の塚田和哉氏は、公認会計士、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

５．監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、大島康則氏を常勤の監査等委員として選任しております。

（２）責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定とする契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

（３）役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社及び「重要な子会社の状況」に記載の当社の子会社の取締役、執行役員（当事業年度中に在任していた者を含む）を被保険者とする、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その地位に基づいて行った行為（不作為を含む）に起因して、損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訴費用、及び被保険者に対してなされた損害賠償請求により被保険者が被った損害を会社が補償（会社補償）することによって生ずる損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであり、１年毎に契約更新しております。

なお、当該保険契約では、被保険者が違法に利益又は便宜を得た場合、及び犯罪行為、不正行為、詐欺行為又は法令、規則又は取締法規に違反することを認識しながら行った行為によって生ずる損害の場合は保険契約の免責事項としており、また、補填する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

（４）当事業年度に係る取締役の報酬等の総額

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

(1)報酬の決定に関する方針

当社の取締役の報酬については、基本報酬のみの月例の固定報酬（金銭報酬）で構成し、監査等委員でない取締役の報酬限度額は年額150,000千円以内（うち社外取締役20,000千円、ただし、使用人部分は含まない。）、取締役（監査等委員）の報酬限度額は年額50,000千円以内であります。なお、各監査等委員の報酬等は監査等委員の協議により決定いたします。

各報酬の決定に関しては、以下に記載の参考値を参考に上記の報酬限度額の範囲内で取締役会において決定することとしております。

報酬内容	参　考　値
基本報酬	当社業績、経営内容、社会情勢、各々の役割に応じた貢献度合い、在任年数、他社水準

(2)報酬等の内容が上記決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

上記記載の方針をもとに取締役会で決定しているため、上記決定方針に沿うものであると判断しております。

(3)役員報酬にかかる株主総会の決議年月日

金銭報酬については、2021年６月29日開催の第９回定時株主総会において決議をいただいております。なお、取締役の報酬等は、株主総会の決議による旨を定款に定めております。

②報酬等の総額

役員区分	対象員数	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
監査等委員でない取締役 （うち社外取締役）	５名 （２名）	113,550千円 （4,200千円）	113,550千円 （4,200千円）	— （—）	— （—）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	３名 （３名）	9,600千円 （9,600千円）	9,600千円 （9,600千円）	— （—）	— （—）
合　計 （うち社外役員）	８名 （５名）	123,150千円 （13,800千円）	123,150千円 （13,800千円）	— （—）	— （—）

（注）１．監査等委員でない取締役の報酬限度額は、2021年６月29日開催の第９回定時株主総会において、監査等委員でない取締役５名（うち社外取締役２名）に対し年額150,000千円以内（うち社外取締役20,000千円、ただし、使用人部分は含まない。）と決議をいただいております。

２．取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2021年６月29日開催の第９回定時株主総会において、取締役（監査等委員）３名（うち社外取締役３名）に対し年額50,000千円以内と決議をいただいております。

③当事業年度における事業期間中の報酬決定プロセス

(1)「報酬の決定に関する方針」の決定権限を有する者、権限の内容・裁量範囲、権限を委任した理由

決定権限を有する者	代表取締役　清水　康裕
権限の内容・裁量範囲	取締役会に一任された内容及び裁量範囲内
権限を委任した理由	適正かつ効率的に決定を行うため

(2)任意の報酬委員会等

該当する委員会はございません。

(3)報酬額の決定過程における取締役会の活動

第12回定時株主総会後開催の取締役会にて、第13期事業年度における報酬額を決定しております。

(4)委任された権限が適切に行使されるようにするための措置

一任された代表取締役については、他の取締役との協議等を重ね決定しており、また常勤監査等委員によるチェックを受けております。

（５）社外役員に関する事項

①重要な兼職先である法人等と当社との関係

氏　名	兼職先	兼職の内容	兼職先と当社との関係
徳永　博久	内幸町国際総合法律事務所	パートナー弁護士	兼職先である法律事務所から各種法律的助言を受けております。
	公益財団法人日本防犯安全振興財団	監事	当社との取引関係はありません。
	エブレン株式会社	監査役	当社との取引関係はありません。
赤浦　徹	株式会社エスプール	社外取締役	当社との取引関係はありません。
	株式会社jig.jp	社外取締役	当社との取引関係はありません。
	Sansan株式会社	社外取締役	当社との取引関係はありません。
	株式会社ワークハピネス	社外取締役	当社との取引関係はありません。
	株式会社スピカ	社外取締役	当社との取引関係はありません。
	株式会社retro	社外取締役	当社との取引関係はありません。
	ClipLine株式会社	社外取締役	当社との取引関係はありません。
	Crevo株式会社	社外取締役	当社との取引関係はありません。
	株式会社ゆめみ	社外取締役	当社との取引関係はありません。
	株式会社ispace	社外取締役	当社との取引関係はありません。
	ベルフェイス株式会社	社外取締役	当社との取引関係はありません。
	株式会社Hosty	監査役	当社との取引関係はありません。
	一般社団法人日本ベンチャーキャピタル協会	特別顧問	当社との取引関係はありません。
	株式会社岩谷技研	社外取締役	当社との取引関係はありません。
	Space BD株式会社	社外取締役	当社との取引関係はありません。
	コミスマ株式会社	社外取締役	当社との取引関係はありません。
	ペイトナー株式会社	社外取締役	当社との取引関係はありません。
松井　敬一	K&HIRO株式会社	代表取締役	当社との取引関係はありません。
塚田　和哉	ヴァイスコンサルティング株式会社	代表取締役	当社との取引関係はありません。
	税理士法人HSG	代表社員	当社との取引関係はありません。
	株式会社LITTLE DISCOVERY	監査役	当社の100％子会社であります。

②当事業年度における主な活動状況

氏　名	主な活動状況
德永　博久	弁護士としての専門的見地から、特にリスク管理・企業法務の観点で質問や意見等の発言を行い、取締役としての職責を十分に果たしております。 なお、当事業年度に開催された取締役会には13回中13回出席し、当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって８年であります。
赤浦　徹	経営者としての専門的な見地から、特にIT事業・投資事業を通じた投資者観点で質問、意見等の発言を行い、取締役としての職責を十分に果たしております。 なお、当事業年度に開催された取締役会には13回中13回出席し、当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって４年であります。
大島　康則	出身分野である金融業界での業務を通じて培った見地から、特に内部統制の観点で、取締役の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行い、取締役としての職責を十分に果たしております。また、監査等委員会において、適宜必要な発言を行っております。 なお、当事業年度に開催された取締役会には13回中13回、監査等委員会には13回中13回出席し、当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって４年であります。
松井　敬一	会社経営者として培った豊富な経験と幅広い見識から、特に経営資源配分・資本効率向上の観点で、取締役の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行い、取締役としての職責を十分に果たしております。また、監査等委員会において、適宜必要な発言を行っております。 なお、当事業年度に開催された取締役会には13回中13回、監査等委員会には13回中13回出席し、当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって４年であります。
塚田　和哉	公認会計士としての専門的な見地から、特に財務・会計の観点で、取締役の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行い、取締役としての職責を十分に果たしております。また、監査等委員会において、適宜必要な発言を行っております。 なお、当事業年度に開催された取締役会には13回中13回、監査等委員会には13回中13回出席し、当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって４年であります。

5．会計監査人の状況

（1）会計監査人の名称

UHY東京監査法人

（2）当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	16,000千円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16,000千円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．当社監査等委員会がUHY東京監査法人の報酬等に同意した理由は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第３項の同意を行っております。

（3）非監査業務の内容

該当事項はありません。

（4）会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

６．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、企業の健全で持続的な発展のために内部統制システムを整備し、運用することが経営上の重要課題であると考え、業務の適正を確保するための体制等の整備についての基本方針を以下のとおり定めており、この基本方針に基づき内部統制システムの整備及び運用を行っております。

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1)取締役及び使用人は、社会倫理、法令、定款及びその他の社内規程を遵守するための「行動規範」を策定し、適正かつ健全な企業活動を行います。

(2)取締役会は、社外取締役を含む取締役で構成し、法令、定款及び「取締役会規程」等に従い、重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督します。

(3)「コンプライアンス規程」を制定するとともに、コンプライアンス委員会を設置してコンプライアンス体制の構築・維持に努めます。

(4)市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、不当な要求に対しては、毅然とした態度で対応します。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1)取締役の職務の執行に係る情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び社内規程等に基づき、適正に保存及び管理を行います。

(2)取締役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとします。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1)取締役会は、経営上の重大なリスク、その他様々なリスクに対処するため、「リスク管理規程」等を整備し、適切に管理体制を構築します。

(2)不測の事態が発生した場合には、対策本部等を設置し、適切かつ迅速な対応を行い、損失の拡大を防止する体制を整えます。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1)取締役会は毎月１回定期的に開催するほか、必要に応じて適時開催します。

(2)監査等委員は、取締役の職務執行の妥当性・効率性を監督します。

(3)意思決定に第三者の視点を加え、経営の透明性・客観性を確保するため、社外取締役を招聘します。

⑤当社及びその子会社等からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1)当社は、当社及び子会社等の遵法体制、業務の適正を確保するための体制整備に関する指導及び支援を行います。

(2)当社は、当社及び子会社等における経営の健全性及び効率性の向上を図るため、子会社等と事業運営に関する重要な事項について情報交換及び協議を行います。

⑥監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

(1)監査等委員会は、管理部等の使用人に監査業務及び日常業務について補助を受けることができるものとします。

(2)補助を行う使用人は、その補助に関して取締役の指揮等を受けないものとします。

⑦取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他監査等委員会への報告に関する体制

(1)監査等委員会は、取締役会のほか重要な会議に出席し、必要に応じ重要な文書等を閲覧し、取締役及び使用人に職務執行状況の報告を求めることができるものとします。

(2)取締役及び使用人は、法令に違反する事実のほか、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実等を発見したときは、速やかに監査等委員会に報告するものとします。

⑧その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1)監査等委員会は、内部監査部門と定期的に随時に情報交換及び協議を行い、相互の連携を図り、必要に応じて内部監査部門に調査を求めるものとします。

(2)監査等委員会は、会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受けるとともに、定期的及び随時に情報交換及び協議を行い相互の連携を図るものとします。

⑨反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

「行動規範」等において、反社会的勢力とは一切の関係をもたないこと、不当な要求には断固として拒絶することを明言し、対応方法等を整備し周知を図っています。

（業務の適正を確保するための体制の運用状況）

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況は以下のとおりであります。

①内部統制システム全般

当社及びグループ各社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査部門がモニタリングし、改善を進めております。

②コンプライアンス

当社は、当社及びグループ各社の使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育及び会議体での説明を行い、法令及び定款を遵守するための取り組みを継続的に行っております。

③リスク管理体制

コンプライアンス委員会において、当社各部門及びグループ各社から報告されたリスクのレビューを実施して全社的な情報共有に努めたほか、当該リスクの管理状況について報告いたしました。

④内部監査

内部監査部門が作成した内部監査計画に基づき、当社及びグループ各社の内部監査を実施いたしました。

連結貸借対照表

（2025年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
流動資産	**6,402,871**	**流動負債**	**1,095,537**
現金及び預金	5,346,541	買掛金	401,900
売掛金	989,003	未払金	37,455
仕掛品	13,970	未払費用	23,078
前払費用	13,828	未払法人税等	491,176
その他	39,528	未払消費税等	106,279
固定資産	**1,123,188**	前受金	17,160
有形固定資産	**628,953**	その他	18,487
建物	325,632	**固定負債**	**47,734**
工具、器具及び備品	52,606	退職給付に係る負債	11,862
土地	250,714	役員退職慰労引当金	35,872
無形固定資産	**334,457**	**負債合計**	**1,143,272**
ソフトウェア	72,367	**純資産の部**	
のれん	260,082	**株主資本**	**6,382,788**
その他	2,007	**資本金**	**263,778**
投資その他の資産	**159,778**	**資本剰余金**	**142,455**
投資有価証券	0	**利益剰余金**	**6,071,755**
繰延税金資産	58,774	**自己株式**	**△95,199**
敷金及び保証金	98,108		
その他	2,894	**純資産合計**	**6,382,788**
資産合計	**7,526,060**	**負債純資産合計**	**7,526,060**

連結損益計算書

（2024年４月１日から
2025年３月31日まで）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
売上高		**8,000,645**
売上原価		**4,125,222**
売上総利益		**3,875,422**
販売費及び一般管理費		**1,269,070**
営業利益		**2,606,351**
営業外収益		
受取利息	2,658	
その他	2,014	4,672
営業外費用		
寄付金	2,550	
その他	0	2,550
経常利益		**2,608,474**
特別利益		
投資有価証券売却益	10,000	10,000
特別損失		
固定資産除却損	4,517	4,517
税金等調整前当期純利益		**2,613,957**
法人税、住民税及び事業税	835,725	
法人税等調整額	△6,702	829,023
当期純利益		**1,784,933**
非支配株主に帰属する当期純利益		2,639
親会社株主に帰属する当期純利益		**1,782,293**

連結株主資本等変動計算書

（2024年４月１日から
2025年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	263,778	253,298	5,032,832	△95,199	5,454,709
当期変動額					
剰余金の配当	—	—	△743,371	—	△743,371
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	1,782,293	—	1,782,293
連結子会社株式の取得による持分の増減	—	△110,842	—	—	△110,842
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	ー
当期変動額合計	—	△110,842	1,038,922	—	928,079
当期末残高	263,778	142,455	6,071,755	△95,199	6,382,788

	非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	113,984	5,568,693
当期変動額		
剰余金の配当	—	△743,371
親会社株主に帰属する当期純利益	—	1,782,293
連結子会社株式の取得による持分の増減	—	△110,842
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△113,984	△113,984
当期変動額合計	△113,984	814,094
当期末残高	—	6,382,788

連　結　注　記　表

１．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

（１）連結の範囲に関する事項

①連結子会社の数　　２社

②連結子会社の名称　株式会社LITTLE DISCOVERY、株式会社アスタース

（２）持分法の適用に関する事項

①持分法適用非連結子会社及び関連会社の数及び会社の名称

持分法を適用した非連結子会社の数　　なし

持分法適用関連会社の数　　なし

②持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の数及び会社の名称

持分法を適用していない非連結子会社の数　　なし

持分法を適用していない関連会社の数　　なし

（３）連結子会社の事業年度等に関する事項

全ての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

（４）会計方針に関する事項

①有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等…時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)により評価しております。

以外のもの

市場価格のない株式等…移動平均法による原価法により評価しております。

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品…移動平均法による原価法により評価しております。

③固定資産の減価償却の方法

有形固定資産…定率法を採用しております。

ただし、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　　13～15年

工具、器具及び備品　４～10年

無形固定資産…定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

④引当金の計上基準

役員退職慰労引当金

一部の連結子会社は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

⑤退職給付に係る会計処理の方法
一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
⑥収益及び費用の計上基準
当社グループでは、顧客へデータ提供及びサービス（役務）提供した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。
⑦その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項
のれんの償却方法及び償却期間
のれんについては、10年間で均等償却を行っております。

2．会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）
「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。
法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－３項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65－２項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。
また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は遡及適用されますが、該当する事象がないため、当該会計方針の変更による前連結会計年度の連結計算書類への影響はありません。

3．表示方法の変更に関する注記

（連結貸借対照表）
前連結会計年度において独立掲記しておりました「無形固定資産」の「商標権」（当連結会計年度は331千円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。

４．会計上の見積りに関する注記

（１）当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん　260,082千円

（２）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

当社グループは、株式取得時の被取得企業の事業計画に基づき算定された超過収益力をのれんとして計上しており、効果の及ぶ期間にわたり均等償却しております。のれんの減損については、のれんの減損の兆候の有無を判定し、減損の兆候があると認められた場合、将来キャッシュ・フローに基づいて減損損失の認識の要否を判定しております。

②主要な仮定

当社は、株式会社アスタースの取得原価を決定する際の株式価値の算定に当たり、外部の評価専門家を利用し、インカムアプローチの一種である割引キャッシュ・フロー法を用いておりますが、当該評価モデルは経営者が決定した同社の株式取得時の事業計画を基礎として将来キャッシュ・フローを算出しております。株式取得時の事業計画には、売上成長率等の主要な仮定が用いられております。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

将来の事業計画は、経営者の判断及び見積りの不確実性を伴うものであり、見積りの前提や仮定に変更が生じた場合には、翌連結会計年度の連結計算書類におけるのれんの評価に重要な影響を及ぼす可能性があります。

５．連結貸借対照表に関する注記

（１）有形固定資産の減価償却累計額　91,824千円

（２）国庫補助金等による圧縮記帳額（直接減額方式）

建物	122,590千円
工具、器具及び備品	123千円

６．連結株主資本等変動計算書に関する注記

（１）当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式　13,580,000株

（２）剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額

決　議	株 式 の 種 類	配当金の総額	１株当たりの配当額	基準日	効力発生日
2024年６月27日定時株主総会	普通株式	743,371千円	55円00銭	2024年３月31日	2024年６月28日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度末後となるもの

決　議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	１株当たりの配当額	基準日	効力発生日
2025年６月27日定時株主総会	普　通株　式	利　益剰余金	810,950千円	60円00銭	2025年３月31日	2025年６月30日

（３）当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

該当事項はありません。

７．金融商品に関する注記

（１）金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等の安全性の高い金融資産に限定しております。投資有価証券は、業務上の関係を有する企業等の株式及び投資事業組合に対する出資金であります。また、資金調達については自己資本による方針であります。

売掛金に係る顧客の信用リスクに対しては、取引先の信用状態を調査し、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。買掛金及び未払金は、２ヶ月以内の支払期日であります。法人税、住民税（都道府県民税及び市町村民税をいう。）及び事業税の未払額である未払法人税等は、そのほぼ全てが２ヶ月以内に納付期限が到来するものであります。

（２）金融商品の時価等に関する事項

2025年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

また、現金は注記を省略しており、預金及び売掛金、買掛金、未払金並びに未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時　価	差　額
敷金及び保証金	81,158	68,274	△1,288 04

（注）１．連結貸借対照表における敷金及び保証金の金額と金融商品の時価開示における「連結貸借対照表計上額」との差額は、当連結会計年度末における敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額（賃借建物の原状回復費用見込額）の未償却残高であります。

２．市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額は以下のとおりです。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額
投資有価証券	0

（３）金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて以下の三つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを使用して算出した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

（単位：千円）

区　分	時　価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合　計
敷金及び保証金	―	68,274	―	68,274

（注）金融商品の時価の算定方法に関する事項

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、退去年数を想定し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回りより算出した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

8．収益認識に関する注記

（１）顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

	当連結会計年度 （自　2024年４月１日 至　2025年３月31日）
一時点で移転される財又はサービス 一定の期間にわたり移転される財又はサービス	2,523,667 5,476,978
顧客との契約から生じる収益	8,000,645
その他の収益	―
合計	8,000,645

（２）顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等　（４）会計方針に関する事項　⑥収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

（３）当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

（単位：千円）

	当連結会計年度（期首） （2024年４月１日）	当連結会計年度 （2025年３月31日）
顧客との契約から生じた債権 売掛金	1,009,432	989,003
契約負債 前受金	6,603	17,160

（注）契約負債は、顧客から受領した前受金であり、役務提供が完了した時点で収益と振替えられます。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が１年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しています。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

9．１株当たり情報に関する注記

（１）１株当たり純資産額　　472円24銭
（２）１株当たり当期純利益　　131円87銭

10．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

（2025年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
流動資産	**5,577,028**	**流動負債**	**1,071,021**
現金及び預金	4,657,286	買掛金	442,838
売掛金	891,209	未払金	31,902
仕掛品	2,213	未払費用	9,482
前払費用	13,115	未払法人税等	459,206
未収入金	13,202	未払消費税等	101,285
固定資産	**833,113**	前受金	17,160
有形固定資産	**109,354**	その他	9,146
建物	47,835	**負債合計**	**1,071,021**
工具、器具及び備品	61,519	**純資産の部**	
無形固定資産	**88,202**	**株主資本**	**5,339,120**
ソフトウェア	87,870	**資本金**	**263,778**
その他	331	**資本剰余金**	**253,298**
投資その他の資産	**635,557**	資本準備金	250,298
投資有価証券	0	その他資本剰余金	3,000
関係会社株式	509,415	**利益剰余金**	**4,917,244**
繰延税金資産	28,032	その他利益剰余金	4,917,244
敷金及び保証金	98,108	繰越利益剰余金	4,917,244
		自己株式	**△95,199**
		純資産合計	**5,339,120**
資産合計	**6,410,141**	**負債純資産合計**	**6,410,141**

損 益 計 算 書

（2024年４月１日から
2025年３月31日まで）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
売上高		**7,498,570**
売上原価		**4,032,964**
売上総利益		**3,465,606**
販売費及び一般管理費		**978,846**
営業利益		**2,486,759**
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	502,574	
その他	1,341	503,916
営業外費用		
寄付金	2,550	
その他	0	2,550
経常利益		**2,988,125**
特別利益		
投資有価証券売却益	10,000	10,000
税引前当期純利益		**2,998,125**
法人税、住民税及び事業税	776,548	
法人税等調整額	749	777,298
当期純利益		**2,220,827**

株主資本等変動計算書

（2024年４月１日から
2025年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	263,778	250,298	3,000	253,298	3,439,788	3,439,788
当事業年度中の変動額						
当期純利益	―	―	―	―	2,220,827	2,220,827
剰余金の配当	―	―	―	―	△743,371	△743,371
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	―	―	―	―	―	―
事業年度中の変動額合計	―	―	―	―	1,477,455	1,477,455
当期末残高	263,778	250,298	3,000	253,298	4,917,244	4,917,244

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	△95,199	3,861,664	3,861,664
当事業年度中の変動額			
当期純利益	―	2,220,827	2,220,827
剰余金の配当	―	△743,371	△743,371
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	―	―	―
事業年度中の変動額合計	―	1,477,455	1,477,455
当期末残高	△95,199	5,339,120	5,339,120

個　別　注　記　表

1．重要な会計方針に係る事項

（1）有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法により評価しております。

②その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの…時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）により評価しております。

市場価格のない株式等…移動平均法による原価法により評価しております。

（2）固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産　…定率法を採用しております。
ただし、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物　13～15年
工具、器具及び備品　４～10年

②無形固定資産　…定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

（3）収益及び費用の計上基準

当社では、顧客へデータ提供及びサービス（役務）提供した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

2．会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－３項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65－２項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当事業年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は遡及適用されますが、該当する事象がないため、当該会計方針の変更による前事業年度の計算書類への影響はありません。

3．表示方法の変更に関する注記

（貸借対照表）

前事業年度において独立掲記しておりました「無形固定資産」の「商標権」（当事業年度は331千円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

4．貸借対照表に関する注記

（1）有形固定資産の減価償却累計額　85,284千円

（2）関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権　25,901千円

短期金銭債務　101,246千円

5．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高　営業取引　852,984千円

営業取引以外の取引　—

6．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	64,154株	—	—	64,154株

7．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	22,899千円
その他	5,132千円
繰延税金資産合計	28,032千円
繰延税金資産の純額	28,032千円

８．関連当事者との取引に関する注記

（１）主要株主（会社等に限る。）等

種 類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引の金額（千円）	科 目	期末残高（千円）
主要株主の子会社	㈱SBI証券	―	業務受託	役務提供	2,028,876	売掛金	248,369

（２）子会社及び関連会社

種 類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引の金額（千円）	科 目	期末残高（千円）
子会社	㈱LITTLE DISCOVERY	所有 直接 100.0	業務受託 役員の兼任	役務提供 経費の立替 支払手数料	143,401 135,340 12,000	売掛金 未収入金	13,230 12,671
子会社	㈱アスタース	所有 直接 100.0	業務委託 開発委託 役員の兼任	業務委託 開発委託 通信関係費	208,310 61,553 292,378	買掛金 未払金	98,304 2,941

（注）１．価格その他の取引条件は、事業内容を勘案して両者協議の上、決定しております。

２．取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

９．収益認識に関する注記

「連結注記表８．収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

10．１株当たり情報に関する注記

（１）１株当たり純資産　　395円03銭

（２）１株当たり当期純利益　　164円31銭

11．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年５月23日

株式会社ダブルスタンダード
　取締役会　御中

ＵＨＹ東京監査法人

東京都品川区

指定社員 業務執行社員	公認会計士	石原　慶幸
指定社員 業務執行社員	公認会計士	片岡　嘉徳

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社ダブルスタンダードの2024年４月１日から2025年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ダブルスタンダード及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年５月23日

株式会社ダブルスタンダード
　取締役会　御中

ＵＨＹ東京監査法人

東京都品川区

指定社員 業務執行社員	公認会計士	石原　慶幸
指定社員 業務執行社員	公認会計士	片岡　嘉徳

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ダブルスタンダードの2024年４月１日から2025年３月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2024年４月１日から2025年３月31日までの第13期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人UHY東京監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人UHY東京監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年５月23日

株式会社ダブルスタンダード　監査等委員会

常勤監査等委員　大　島　　康　則 ㊞

監 査 等 委 員　松　井　　敬　一 ㊞

監 査 等 委 員　塚　田　　和　哉 ㊞

(注)監査等委員大島康則、松井敬一及び塚田和哉は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の配当の件

当社グループは、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題であると認識しております。配当につきましては、内部留保による財務体質の強化を図りつつ、連結業績及び財政状態を勘案しながら、利益配当を行っていく方針であります。

2025年３月期の期末配当につきましては、１株当たり60円の期末配当を実施したいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類
　　金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　　当社普通株式１株につき60円　総額810,950,760円

(3) 剰余金の配当がその効力を生じる日
　　2025年６月30日

【ご参考】１株当たり年間配当金の推移

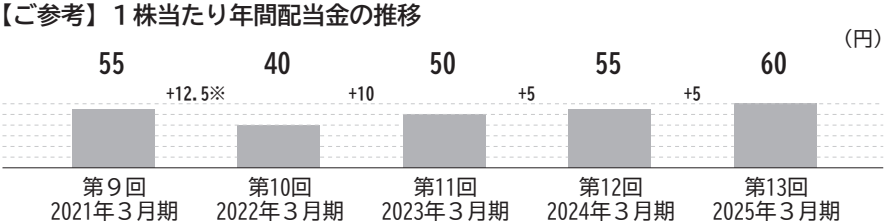

※2021年10月１日を効力発生日として普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っており、第９期の１株当たり年間配当金は当該株式分割前の実際の配当金の額を記載しています。

第２号議案　定款一部変更の件

(1) 変更の理由

場所の定めのない株主総会を可能とする定款変更

「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（令和３年法律第70号）の施行により、上場会社は定款に定めることで、一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会（いわゆる「バーチャルオンリー株主総会」）の開催が可能となりました。

本変更は、自然災害、感染症の拡大などにより、場所を定めた株主総会の開催が株主の皆様の利益に照らして適切でないと取締役会が判断した場合に、バーチャルオンリー株主総会を開催できるよう、定款第13条第２項を新設するものです。

なお、本変更は、あくまでも大規模災害や感染症拡大等の不測の事態に備えるものであり、これらの事態が発生しない限り、バーチャルオンリー株主総会の開催を予定しているものではありません。

また、当社が開催するバーチャルオンリー株主総会が、株主の利益を確保しつつ、産業競争力の強化に資するものとして、2024年10月21日付で経済産業大臣及び法務大臣よりその適合性の確認を受けております（経済産業省令及び法務省令に基づく要件に該当）。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更箇所を示しております）

現行定款	変更案
第３章　株主総会 （招集） 第13条　定時株主総会は、毎事業年度の終了後３か月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合には、いつでも招集することができる。 ＜新設＞	第３章　株主総会 （招集） 第13条　定時株主総会は、毎事業年度の終了後３か月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合には、いつでも招集することができる。 ２　当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。

第３号議案　監査等委員でない取締役５名選任の件

監査等委員でない取締役全員（５名）が本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員でない取締役５名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しまして、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

監査等委員でない取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、重要な兼職の状況並びに当社における地位及び担当		所有する当社の株式数
1	清水（しみず）　康裕（やすひろ） （1975年９月24日） 再任	1999年４月 2001年８月 2005年９月 2010年９月 2014年１月 2014年１月 2014年５月 2022年12月	積水ハウス株式会社 入社 アートコーポレーション株式会社 入社 有限会社アックス 入社 パワーテクノロジー株式会社（現株式会社システムソフト） 入社 当社 代表取締役（現任） 株式会社LITTLE DISCOVERY 代表取締役（現任） 株式会社アスタース 取締役 同社 代表取締役（現任）	500,000株
2	中島（なかじま）　正三（しょうぞう） （1970年１月24日） 再任	1994年４月 2000年９月 2001年11月 2003年４月 2004年６月 2013年１月 2013年４月 2013年４月	ソニー生命保険株式会社 入社 アクサ生命保険株式会社 入社 東京海上あんしん生命保険株式会社（現東京海上日動あんしん生命保険株式会社）入社 パワーテクノロジー株式会社 代表取締役 株式会社プレステージ・インターナショナル 取締役 株式会社システムソフト 取締役 当社 取締役（現任） 株式会社LITTLE DISCOVERY 取締役（現任）	4,007,000株
3	飯島（いいじま）　学（まなぶ） （1973年１月23日） 再任	1995年４月 2002年５月 2008年４月 2009年９月 2013年５月 2018年１月 2020年６月	株式会社アドービジネスコンサルタント 入社 アクシスソフト株式会社 入社 株式会社CSKシステムズ 入社 株式会社アークテック 入社 株式会社システムソフト 入社 当社 入社 当社 取締役（現任）	―

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、重要な兼職の状況並びに当社における地位及び担当		所有する当社の株式数
4	徳永 博久（とくなが ひろひさ） （1972年７月24日） 再任 社外取締役候補者 独立役員	1996年４月 2003年11月 2005年10月 2006年４月 2007年４月 2009年２月 2011年１月 2012年９月 2013年６月 2017年６月 2018年11月	商工組合中央金庫 入庫 旧司法試験合格（第58期修習） 東京地方検察庁 検察官検事 さいたま地方検察庁 検察官検事 小林総合法律事務所 弁護士 小笠原六川国際総合法律事務所（現内幸町国際総合法律事務所）弁護士 同事務所 パートナー弁護士（現任） 公益財団法人日本防犯安全振興財団 理事 同法人 監事（現任） 当社 取締役（現任） エブレン株式会社 監査役（現任）	――
5	赤浦 徹（あかうら とおる） （1968年８月７日） 再任 社外取締役候補者 独立役員	1991年４月 1999年10月 2000年３月 2005年６月 2007年８月 2008年７月 2010年２月 2014年４月 2014年５月 2014年10月 2015年３月 2015年３月 2015年４月 2016年６月 2017年12月 2018年８月 2019年１月 2020年11月 2021年６月 2021年６月 2023年１月 2023年７月 2023年10月	日本合同ファイナンス株式会社（現ジャフコ グループ株式会社）入社 独立開業 株式会社エスプール 社外取締役（現任） 株式会社jig.jp 社外取締役（現任） Sansan株式会社 社外取締役(現任) インキュベイトキャピタル株式会社 代表取締役 株式会社ワークハピネス 社外取締役（現任） 株式会社スピカ 社外取締役（現任） インキュベイトトラスト株式会社 取締役 当社 監査役 株式会社retro 社外取締役（現任） ClipLine 株式会社 社外取締役（現任） Crevo株式会社 社外取締役（現任） 株式会社ゆめみ 社外取締役（現任） 株式会社ispace 社外取締役（現任） ベルフェイス株式会社 社外取締役（現任） 株式会社Hosty 監査役（現任） 株式会社岩谷技研 社外取締役（現任） Space BD株式会社 社外取締役（現任） 当社 取締役（現任） コミックスマート株式会社(現コミスマ株式会社）社外取締役（現任） 一般社団法人日本ベンチャーキャピタル協会 特別顧問（現任） ペイトナー株式会社 社外取締役（現任）	240,000株

（注）１．各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
なお、赤浦徹氏は当社株主であるインキュベイトファンド２号投資事業有限責任組合の無限責任組合員であり、当社普通株式65,900株を所有しておりますが、同氏と当社との間には、その他に人的関係、取引関係及びその他利害関係はありません。
２．德永博久氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割は、次のとおりです。
德永博久氏は、長年にわたる弁護士としての職歴を通じ、豊富な識見や高い見識・専門性を有しております。同氏が選任された場合は、知見を当社経営に反映いただくとともに、さらなるコーポレート・ガバナンスの充実に資する助言や監督を適切に行って、客観的・中立的な立場で関与をいただく予定です。
３．赤浦徹氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割は、次のとおりです。
赤浦徹氏は、IT業界を中心とする豊富な経験に加え、事業法人の経営者として培われた識見を有しております。同氏が選任された場合は、大局的かつ専門的な見地を当社経営に反映いただくとともに、さらなるコーポレート・ガバナンスの充実に資する助言や監督を適切に行って、客観的・中立的な立場で関与をいただく予定です。
４．当社は、德永博久氏及び赤浦徹氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定とする契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める最低責任限度額としております。なお、両氏の再任が承認された際には、当該契約を継続する予定であります。
５．德永博久氏は現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって８年であります。赤浦徹氏は現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって４年であります。
６．当社は、德永博久氏及び赤浦徹氏を東京証券取引所の定める独立役員として指定し届け出ており、原案どおり両氏が選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
７．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その地位に基づいて行った行為（不作為を含む）に起因して、損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訴費用、及び被保険者に対してなされた損害賠償請求により被保険者が被った損害を会社が補償（会社補償）することによって生ずる損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、１年毎に契約更新しております。なお、当該保険契約では、被保険者が違法に利益又は便宜を得た場合、及び犯罪行為、不正行為、詐欺行為又は法令、規則又は取締法規に違反することを認識しながら行った行為によって生ずる損害の場合は保険契約の免責事項としており、また填補する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。被保険者が負担することになる、職務の執行に関し責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

監査等委員である取締役全員（３名）が本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。なお、本議案は、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、重要な兼職の状況並びに当社における地位及び担当		所有する当社の株式数
1	大島 康則（おおしま やすのり） （1950年２月24日） 再任 社外取締役候補者 独立役員	1976年４月 1980年10月 2010年３月 2010年３月 2014年６月 2021年６月	株式会社河合楽器製作所 入社 和光証券株式会社（現みずほ証券株式会社）入社 パワーテクノロジー株式会社（現株式会社システムソフト）入社 同社 内部監査室長 当社 監査役 当社 取締役（監査等委員）（現任）	―
2	松井 敬一（まつい けいいち） （1950年６月４日） 再任 社外取締役候補者 独立役員	1976年２月 1981年８月 2004年12月 2012年10月 2015年５月 2021年６月	ヒグチトラベル株式会社 入社 アートコーポレーション株式会社 入社 同社 常務取締役 K&HIRO株式会社 代表取締役（現任） 当社 監査役 当社 取締役（監査等委員）（現任）	―
3	塚田 和哉（つかだ かずや） （1968年３月９日） 再任 社外取締役候補者 独立役員	1993年10月 1997年４月 2002年１月 2003年４月 2004年１月 2006年６月 2008年４月 2013年４月 2013年４月 2021年６月	公認会計士第二次試験合格 公認会計士第三次試験合格 公認会計士登録 優成監査法人（現太陽有限責任監査法人）社員 塚田公認会計士事務所開設 税理士登録 ヴァイスコンサルティング株式会社 代表取締役（現任） 税理士法人HSG 代表社員（現任） 当社 監査役 株式会社LITTLE DISCOVERY 監査役（現任） 当社 取締役（監査等委員）（現任）	―

（注）１．各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．大島康則氏、松井敬一氏及び塚田和哉氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は次のとおりです。

①大島康則氏は、証券業界での長い経験から豊富な知識及び高い見識を有しておられます。現在、当社の社外取締役としてその職責を適切に果たしており、今後も公正中立な第三者的立場から客観的に当社の社外取締役としての役割を果たしていただけると判断し、同氏を監査等委員である社外取締役候補者としたく存じます。

②松井敬一氏は、事業会社での多岐にわたる経験から豊富な知識及び幅広い見識を有しており、会社経営の経験もございます。現在、当社の社外取締役としてその職責を適切に果たしており、今後も経営全般の重要事項について状況に応じた監査機能を十分果たしうると考え、同氏を監査等委員である社外取締役候補者としたく存じます。

③塚田和哉氏は、公認会計士として税務及び会計に関して豊富な知識と経験並びに長年にわたる企業監査における豊富な実績と高い見識を有しておられます。現在、当社の社外取締役としてその職責を適切に果たしており、今後も経営全般の重要事項について状況に応じた監査機能を十分果たしうると考え、同氏を監査等委員である社外取締役候補者としたく存じます。

3．当社は、各候補者との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。各候補者の再任が承認された場合、各候補者との間で当該契約を継続する予定であります。
4．大島康則氏、松井敬一氏及び塚田和哉氏は現在当社の社外取締役（監査等委員）であり、その在任期間は本総会終結の時をもって４年であります。
5．当社は、大島康則氏、松井敬一氏及び塚田和哉氏を東京証券取引所の定める独立役員として指定し届け出ており、原案どおり各氏が選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
6．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その地位に基づいて行った行為（不作為を含む）に起因して、損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訴費用、及び被保険者に対してなされた損害賠償請求により被保険者が被った損害を会社が補償（会社補償）することによって生ずる損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、１年毎に契約更新しております。なお、当該保険契約では、被保険者が違法に利益又は便宜を得た場合、及び犯罪行為、不正行為、詐欺行為又は法令、規則又は取締法規に違反することを認識しながら行った行為によって生ずる損害の場合は保険契約の免責事項としており、また填補する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。被保険者が負担することになる、職務の執行に関し責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

【ご参考】取締役におけるスキル・マトリックス

取締役会は、その責務を果たすため、適切な知見・経験を有する取締役から構成することが重要と考えております。当社グループにおきましては、変化し続ける環境に対応し、既存事業にとらわれない新たな価値を提供することにより、豊かな技術を創造し続けるため、「企業経営」「営業企画」「財務会計」「ＩＴ・ＤＸ」「人材管理」「法務・危機管理」「国際性」「ＥＳＧ・ＣＳＲ」等の知見・経験が重要であると考えております。第３号議案、第４号議案の承認が得られた場合の役員体制は、以下のとおりとなります。

	候補者＼要件	企業経営	営業企画	財務会計	IT DX	人材管理	法務危機管理	国際性	ESG CSR
取締役	清水　康裕 再任	●	●		●	●			
	中島　正三 再任	●	●	●	●			●	●
	飯島　学 再任				●	●		●	
	徳永　博久 再任 社外 独立			●		●	●	●	●
	赤浦　徹 再任 社外 独立	●			●	●			

	候補者＼要件	企業経営	営業企画	財務会計	IT DX	人材管理	法務危機管理	国際性	ESG CSR
取締役（監査等委員）	大島　康則 再任 社外 独立			●	●	●	●		●
	松井　敬一 再任 社外 独立	●	●			●			
	塚田　和哉 再任 社外 独立			●			●	●	

（注）上記は、各役員の知見や経験などを踏まえ、該当取締役が顕著に取締役会に貢献できる領域を示したものであり、有する全ての知見を表すものではありません。

以　上

株主総会会場ご案内図

会場　　明治記念館　２階　孔雀の間

東京都港区元赤坂二丁目２番23号

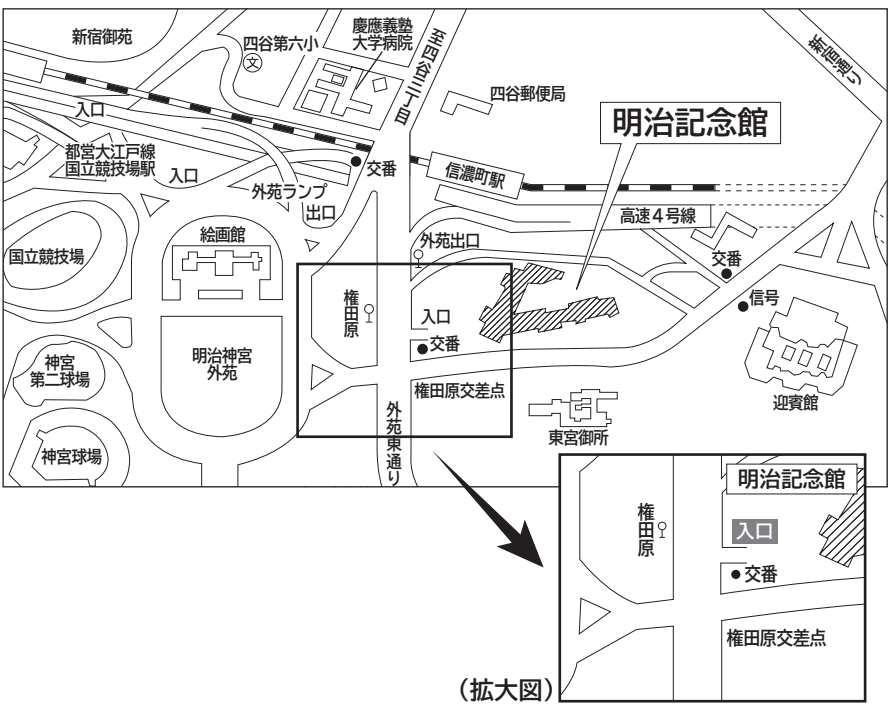

交通手段

JR中央・総武線　……　信濃町駅改札口より徒歩３分

都営バス（品97）　……　「権田原」停留所より徒歩１分

品川駅／品川車庫前－新宿駅西口

株主総会でのお土産はご用意しておりません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。